



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社コスモスイニシア
代表者名 代表取締役社長 高木 嘉幸
(コード番号 8844 JASDAQ)
問合せ先 執行役員 岡村 さゆり
経営管理本部 副本部長
(TEL. 03-5444-3210)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 6 月 23 日開催予定の当社第 46 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）による改正後の会社法（以下「改正会社法」といいます。）により新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約を締結できるように所要の変更を行うものであります。
なお、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲の変更に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記変更に伴い、章数および条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本議案における定款変更につきましては、本定時株主総会終結のときをもって効力を生じるものとします。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 23 日
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 23 日

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、3名以上とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第19条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (記載省略) 3 (記載省略)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役) 第21条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを選定する。</p> <p>2 (記載省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、3名以上とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、3名以上とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第19条 当社の取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p><u>2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第21条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中からこれを選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会を招集するときは、各取締役に對して会日の3日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

<p>(新 設)</p> <p>第 26 条 (記載省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 29 条～第 38 条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 26 条 当会社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第 30 条 当会社は<u>監査等委員会を置く。</u></p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第 31 条 監査等委員会は、<u>その決議により常勤監査等委員を若干名選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 32 条 監査等委員会を招集するときは、<u>各監査等委員に対して会日の 3 日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第 33 条 監査等委員会に関する事項については、<u>法令または定款に定めがある場合のほかは、監査等委員会において定める「監査等委員会規則」による。</u></p>
--	--

<p style="text-align: center;">第6章 計 算 第 39 条～第 42 条 （記載省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人 第 43 条～第 45 条 （記載省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算 第 34 条～第 37 条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人 第 38 条～第 40 条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p><u>当社は、第 46 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
--	--

以 上